

廃棄物持出場所（資源回収場所・ごみ集積所）の考え方

届出対象外物件用
(集合住宅30戸未満)

廃棄物持出場所（資源回収場所・ごみ集積所）を公道に面した敷地内設置してください。

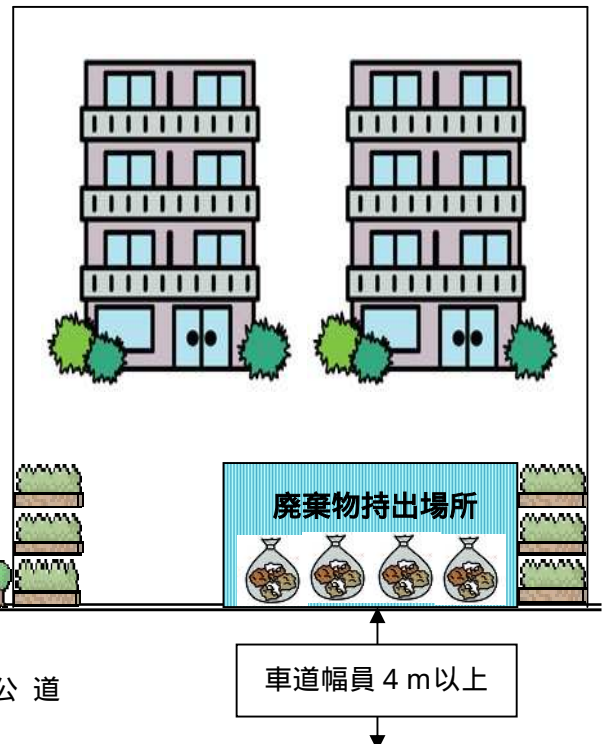
袋で出す場合

「戸数」×0.1 m²以上の面積

ポリ容器で出す場合

燃やすごみの容器数がすべて並べられるだけの面積

最低でも有効面積で 0.75 m²ないと資源（びん・缶・ペットボトル）の容器が並びません。



廃棄物持出場所（資源回収場所・ごみ集積所）の設置位置については、以下の基本事項を確認し、計画図面などをご用意のうえ、**足立清掃事務所と必ず事前協議してください。**

事前協議がないまま設計・工事を施工され、建築物周辺の状況から収集できない場合は、廃棄物持出場所の設置位置変更となりますのでご注意ください。

敷地内の公道に面する位置に有効面積で確保してください。また、収集に支障がないよう公道に面する部分を広く取るよう計画してください。

清掃車両が敷地内に進入して収集する場合の条件は裏面のとおりです。

植栽、ガードレールなど収集の妨げとなるものがなく、清掃車両に直接積み込める場所に設置してください。また、道路交通法の規定により、交差点から5 m以内の場所は認められていません。

清掃車両の停車位置も含め、水平としてください。

事前に近隣住民の方々と十分に協議して合意を得てから設置してください。特に隣地境界線付近に設置する場合はトラブルになる可能性があるのでご注意ください。

【収集開始の手続きについて】

入居開始2週間前までに足立清掃事務所で、収集開始の手続きが必要です。
また、資源回収容器や防鳥ネットなどを足立区から貸出しすることができます。
手続きについては、下記の足立清掃事務所にお問合せください。

【足立清掃事務所の連絡先、所在地】

	電話番号	F A X	所在地
足立清掃事務所	3853-2141	3857-5743	足立区東伊興3丁目23-9

【敷地内収集について】

公道に面する位置ではなく、清掃車両が敷地内に進入して収集する場合は、以下の条件を満たす必要があります。

清掃車両の進入・退出路は、清掃車両総重量に耐えられる仕様で、幅員4m以上、高さ3m以上を確保し、前進のまま通り抜けられる通路を確保してください。通り抜けられない場合には、幅員規定を満たす転回スペースを確保してください。

必要に応じて誘導ラインやタイヤストッパーなどの車両停止設備を設置してください。
敷地内を清掃車両が通過することについて居住者へ説明してください。

《参考》

【資源回収容器の底面積】

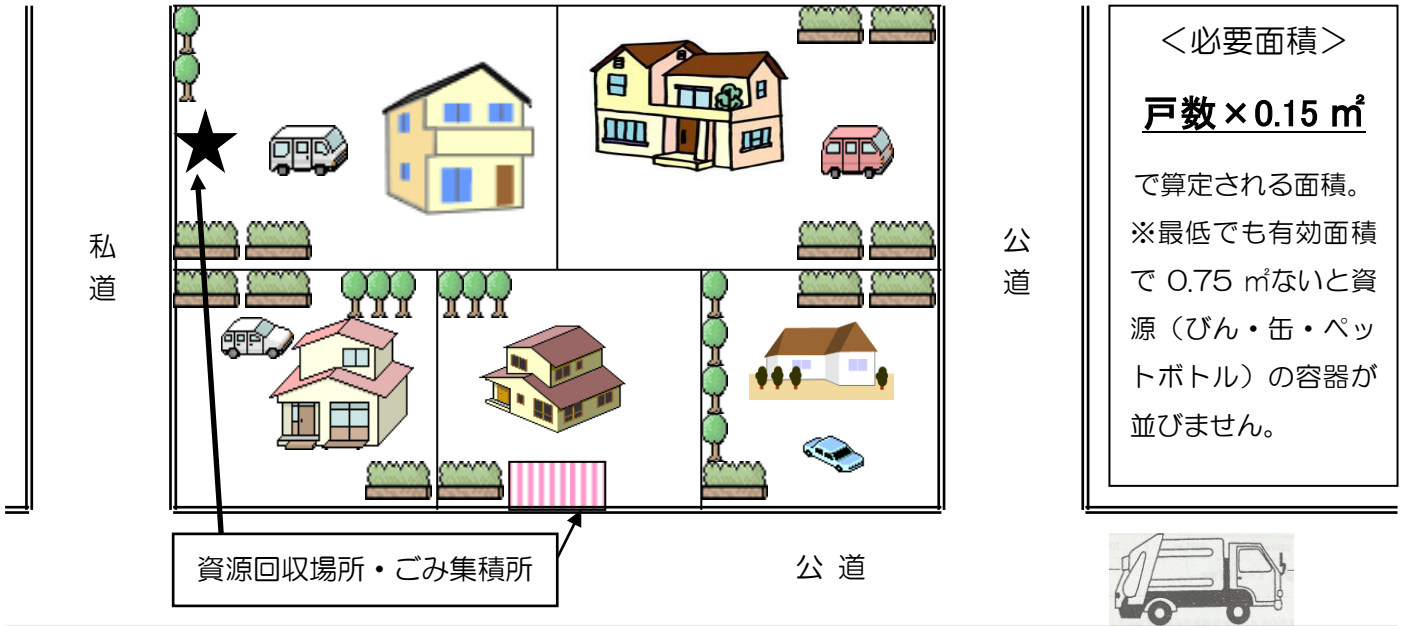
びん・缶……………0.2 m² (0.37m×0.54m)
ペットボトル……………0.32 m² (0.4 m×0.8 m)

【足立区で使用している清掃車両の規模（ミラー分を含む）と重量】

区 分	小 型 プレス車	小 型 ダンプ車	資源収集用 普通貨物車
荷箱容積	4 m ³	4.2 m ³	3.3 m ³
全 長	5,650 mm	4,750 mm	4,750 mm
全 幅	2,480 mm	2,330 mm	1,730 mm
全 高	2,460 mm	2,910 mm (あおり部開放)	2,060 mm
総 重 量	6,535 kg	5,470 kg	
用 途	燃やすごみ 燃やさないごみ	粗大ごみ	資源

道路状況や収集ルートによっては、この規格とは違う清掃車両で収集する場合があります。

資源回収場所・ごみ集積所設置の考え方（戸建住宅用）



資源回収場所・ごみ集積所の設置位置については、以下の基本事項を確認し、計画図面などをご用意のうえ、**足立清掃事務所と必ず事前協議してください。**

事前協議がないまま設計・工事を施工され、建築物周辺の状況から収集できない場合は、設置位置変更となりますのでご注意ください。

- ◆ 5宅地以上の宅地分割する場合は、**事業区域内の公道に面する位置に確保してください。**面積は有効面積（内のり面積）で**1宅地あたり0.15m²以上**必要になります。また、事業区域内に複数箇所設置する場合でも、この基準をもとに確保してください。ただし、**1箇所あたり最低0.75m²以上**の面積が必要です。

※5戸未満の場合にも、基準に準じて事業区域内の公道に面する位置に設置するようご協力をお願いします。

- やむを得ず、私道に面する位置に設置する場合は（上図★）、私道地権者から清掃車両通行の許可を得る必要があります。また、清掃車両総重量に耐えられる仕様にするため、**事前に足立清掃事務所に相談してください。**車両の規模・重量は裏面のとおりです。

- ◆ 収集に支障がないよう道路に面する部分を広く取る形状にし、収集の妨げになるものを置かないでください。
- ◆ 植栽、ガードレールなど収集の妨げとなるものがなく、清掃車両に直接積み込める場所に設置してください。また、道路交通法の規定により、交差点から5m以内の場所は認められていません。
- ◆ **事前に近隣住民の方々と十分に協議して合意を得てから設置してください。特に隣地境界線付近に設置する場合はトラブルになる可能性があるのでご注意ください。**

【収集開始の手続きについて】

入居開始2週間前までに足立清掃事務所で、収集開始の手続きが必要です。
また、資源回収容器や防鳥ネットなどを足立区から貸出しすることができます。
手続きについては、下記の足立清掃事務所にお問合せください。

【足立清掃事務所の連絡先、所在地】

	電話番号	FAX	所在地
足立清掃事務所	3853-2141	3857-5743	足立区東伊興3丁目23-9

《参考》

【資源回収容器の底面積】

- びん・缶……………0.2 m² (0.37m×0.54m)
- ペットボトル……………0.32m² (0.4 m×0.8 m)

【足立区で使用している清掃車両の規模（ミラー分を含む）と重量】

区 分	小 型 プレス車	小 型 ダンプ車	資源収集用 普通貨物車
荷箱容積	4m ³	4.2m ³	3.3m ³
全 長	5,650mm	4,750mm	4,750mm
全 幅	2,480mm	2,330mm	1,730mm
全 高	2,460mm	2,910mm (あおり部開放)	2,060mm
総重量	6,535kg	5,470kg	
用 途	燃やすごみ 燃やさないごみ	粗大ごみ	資源

※道路状況や収集ルートによっては、この規格とは違う清掃車両で収集する場合があります。